

## 箱根寄木細工 PR 補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町の伝統工芸品である箱根寄木細工を町内外に広く宣伝し、もって地場産業の活性化、地域の魅力向上及び誘客促進を図るため、箱根寄木細工を購入し、広告宣伝活動を行う者に対し、補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則(平成16年箱根町規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告宣伝活動」とは、自らが経営、管理等をすること(本店、支店又は営業所であつて、日本国内に存するものをいう。以下同じ。)において箱根寄木細工を展示、使用、その他の方法により広告し、宣伝することをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 購入した箱根寄木細工を用いて広告宣伝活動を行う者であること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) その行う事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの及びこれに類するものでないこと。
- (4) 個人にあつては、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (5) 法人にあつては、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でなく、かつ、代表者及び役員が暴力団員でないこと。
- (6) その他町長が補助することがふさわしくないと認める者でないこと。

### (警察本部等への確認)

第4条 町長は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)について、前条第4号及び第5号の該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする)を提供する。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる箱根寄木細工(交付決定前に購入したものを除く。)の購入に要した経費(消費税及び地方消費税相当額、送料、設置費等を除く。)とする。

- (1) 箱根物産寄木工芸協同組合又は小田原箱根伝統寄木協同組合に所属している町内事業者から購入したものであること。
- (2) 使い捨て又は転売を前提としたものでないこと。ただし、福引の景品等、無償での配布に供するものは除く。
- (3) 特定の個人のみが私的に使用するものでないこと。

(4) その他町長が定める要件に該当すること。

2 この要綱に規定する補助金以外の他の補助金の交付を受けて箱根寄木細工を購入する場合は、この要綱に基づく補助金は交付しないものとする。

3 補助金の交付は、原則として1つの店舗等につき1回限りとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、100,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、町長の定める期日までに、箱根寄木細工PR補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 購入計画書(第2号様式)

(2) 法人にあっては、役員等氏名一覧表(第3号様式)

(3) 町税に滞納がないことを証明する書類

(4) 購入する商品の見積書の写し

(5) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の申請は、箱根寄木細工を購入する前までに行うものとする。

(補助金の決定)

第8条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定を行い、箱根寄木細工PR補助金交付決定(却下)通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定通知を受けた後において、補助事業の内容若しくは予算の変更(軽微な変更を除く。)又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、箱根寄木細工PR補助金変更承認申請書(第5号様式)又は箱根寄木細工PR補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内に、箱根寄木細工PR補助金実績報告書(第7号様式。次条において「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 購入報告書(第8号様式)

(2) 経費の内容及び支払を証する書類の写し

(3) 補助事業実施の成果物の写真

(4) 箱根寄木細工の広告宣伝活動が分かる書類又は写真

(5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容の審査を行い、補助事業が適切に実施されたと認めるときは、箱根寄木細工PR補助金確定通知書(第9号様式)により補助金の額を通知するものとする。

(補助金等の交付請求)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、箱根寄木細工 PR 補助金請求書兼振込口座指示書（第 10 号様式。次条において「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 13 条 町長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求書の提出を受けた日から起算して 30 日以内に補助事業者に対し当該請求書に係る補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 町長は、箱根町補助金等交付規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第 11 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第 15 条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期日を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から 3 年間、保管しておかなければならない。

（補助事業者の努力義務）

第 17 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度から 3 年間、広告宣伝活動を行うよう努めるものとする。ただし、廃業等により営業が困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

（報告、検査及び指示）

第 18 条 町長は、補助事業により購入した箱根寄木細工の適切な利用の把握、補助事業の成果の検証等のため必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、補助事業の施行上必要な指示をし、又は第 16 条の規定により整備及び保管を行う帳簿その他関係書類について検査することができる。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 3 日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

箱根町長 様

住所  
企業等名称  
代表者氏名

箱根寄木細工 PR 補助金交付申請書

箱根寄木細工 PR 補助金の交付を受けたいので、箱根寄木細工 PR 補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の用途

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 購入計画書（第2号様式）
- (2) 役員等氏名一覧表（第3号様式）
- (3) 町税に滞納がないことを証明する書類
- (4) 購入する商品の見積書の写し
- (5) その他町長が必要と認めるもの

購入計画書

申請者の概要		店舗等の概要 (申請者と異なる場合に記入)
業種		
名称		
代表者名		
住所		
電話番号		
メールアドレス		
URL		
営業時間		
定休日		
担当者名		

**(宣誓書)**

- 箱根寄木細工 PR 補助金交付要綱第3条各号に規定する要件に該当する者である。
- 補助要件の審査に当たり、町税の滞納状況を箱根町長が調査すること及び暴力団員でないこと（法人にあつては暴力団でなく、かつ、代表者及び役員が暴力団員でないこと）を確認するため神奈川県警察本部長に照会することに同意する。

○ 購入する箱根寄木細工の概要				
町内事業者名 (連絡先・電話番号)				
製品名	設置場所	税抜価格 (円)	個数	金額 (円)
		円		円
		円		円
		円		円

合計金額 円 (税抜)

第3号様式(第7条関係)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	フリガナ	生年月日	性別 (男・女)	住所
			大正 昭和 平成 ・		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

企業等名称  
代表者氏名

第 4 号様式（第 8 条関係）

箱根町指令観第 号  
年 月 日

箱根寄木細工 PR 補助金交付決定（却下）通知書

様

箱根町長

年 月 日付で申請のあった箱根寄木細工 PR 補助金の交付について、箱根寄木細工 PR 補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付の可否 決定 ・ 却下

2 交付予定額 金 円

3 補助金の交付の条件

- (1) この補助金は、当該補助事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 事業完了の日から起算して 30 日以内に箱根寄木細工 PR 補助金実績報告書（第 6 号様式）を提出しなければならない。
- (3) この補助金交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の取消し又は返還を命ずることがある。

4 備考

年 月 日

箱根町長 様

住所  
企業等名称  
代表者氏名

箱根寄木細工 PR 補助金変更承認申請書

年 月 日付箱根町指令観第 号で交付決定のあった箱根寄木細工 PR 補助金について、次のとおり補助事業を変更したいので、箱根寄木細工 PR 補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

1 変更の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 当初交付決定額 金 円

4 今回変更交付申請額 金 円

5 追加（減額）交付申請額 金 円

※変更内容が分かる書類を添付すること。

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

箱根町長 様

住所  
企業等名称  
代表者氏名

箱根寄木細工 PR 補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付箱根町指令観第 号で交付決定のあった箱根寄木細工 PR 補助金について、次のとおり補助事業を変更したいので、箱根寄木細工 PR 補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 交付決定額 金 円

※中止（廃止）の理由が分かる書類を添付すること。

年 月 日

箱根町長 様

住所  
企業等名称  
代表者氏名

箱根寄木細工 PR 補助金実績報告書

年 月 日付箱根町指令観第 号で交付決定のあった箱根寄木細工 PR 補助金について、次のとおり補助事業が完了したので、箱根寄木細工 PR 補助金交付要綱第10条の規定により、報告します。

1 補助事業の完了年月日 年 月 日

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助対象経費の実績額 金 円

4 添付書類

- (1) 購入報告書（第8号様式）
- (2) 経費の内容及び支払を証する書類の写し
- (3) 補助事業実施の成果物の写真
- (4) 箱根寄木細工の広告宣伝活動が分かる書類又は写真
- (5) その他町長が必要と認めるもの

第 8 号様式（第 10 条関係）

購入報告書

製品名	設置場所	税抜価格（円）	個数	金額（円）
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円

合計金額 円（税抜）

箱根町指令観第 号  
年 月 日

箱根寄木細工 PR 補助金確定通知書

様

箱根町長

年 月 日付実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、箱根寄木細工 PR 補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の決定通知済額	金	円
3 補助金の追加交付額 (又は要返納額)	金	円

第 10 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

箱根町長 様

住所  
企業等名称  
代表者氏名

箱根寄木細工 PR 補助金請求書兼振込口座指示書

年 月 日箱根町指令観第 号に基づく箱根寄木細工 PR 補助金を交付されたく請求します。

また、振込先口座をあわせて次のとおり指定します。

請 求 額	金 額							円
振込先 金融機関口座	金融機関名称							銀 行 信用金庫 信用組合 農業協同組合
	本支店名称							本 店 支 店
	口座種別	普通 ・ 当座						
	口座番号							
	口座名義人	(フリガナ)						